掛川市規則第２３号

掛川市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成２６年７月４日

掛川市長

（別紙）

掛川市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

掛川市生活保護法施行細則（平成17年掛川市規則第72号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「省令第２条第１項の書面」を「法第24条第１項（同条第９項において準用する場合を含む。)に規定する申請書」に改め、同条第３項中「省令第２条第３項の書面」を「省令第１条第５項に規定する申請書」に改め、同条第４項中「書面」を「申請書」に改める。

第５条第１項中「第24条第１項」を「第24条第３項」に、「同条第５項」を「同条第９項」に、「、第25条第２項及び第26条」を「及び第25条第２項」に、「保護開始（変更・停止・廃止・却下）決定通知書」を「保護開始（変更）決定通知書」に改め、同条中第２項を第５項とし、第１項の次に次の３項を加える。

２　所長は、前条第１項の生活保護申請書の提出があった場合において、保護の開始の申請を却下するときは、保護申請却下通知書（様式第13号の２）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

３　法第24条第８項の書面は、生活保護開始決定通知書（様式第13号の３）によるものとする。

４　法第26条の書面は、保護廃止（停止）決定通知書（様式第13号の４）によるものとする。

第６条の次に次の１条を加える。

（報告依頼書）

第６条の２　法第28条第２項の規定より報告を求める場合は、報告依頼書（様式第14号の２）により行うものとする。

第７条中「調査を嘱託し、又は報告」を「資料の提供等」に改める。

第11条の次に次の２条を加える。

（就労自立給付金の支給の申請等）

第11条の２　省令第18条の４第１項に規定する申請書は、就労自立給付金支給申請書（様式第18号の２）によるものとする。

２　所長は、法第55条の４第１項の規定により就労自立給付金を支給するときは、就労自立給付金支給決定通知書（様式第18号の３）により前項の就労自立給付金支給申請書を提出した者に通知するものとする。

（保護金品等充当申出書）

第11条の３　省令第22条の３第１項に規定する申出書は、保護金品等充当申出書（様式第18号の４）によるものとする。

様式第７号を次のように改める。

様式第７号（第４条関係）

同　　意　　書

年　　月　　日

（あて先）掛川市福祉事務所長

住所

氏名　　㊞

生活保護法による保護の決定若しくは実施又は同法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私達」という。）の次に掲げる事項につき、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構又は共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私達の雇主その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、貴福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私達が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えることは、差し支えありません。

1　氏名及び住所又は居所

2　資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養状況及び他の法律に定める扶助の状況を含み、かつ、保護実施期間内の状況に限る。）

3　健康状態

4　他の保護及び実施機関における保護の決定及び実施の状況

5　支出の状況（保護実施期間内の状況に限る。）

（注）「その他の関係人」とは、資産及び収入の調査のため必要な関係者に限られ、例えば、資産や金銭について貸借関係にある者等をいいます。

様式第11号を次のように改める。

様式第11号（第４条関係）

（表面）

医 療 要 否 意 見 書

※　　1　医科　　2　歯科	※　1　新規　　2　継続（ 単・併 ）
（氏名）　　年　　月　　日生	に係る　　年　　月　　日以降の医療の可否について意見を求めます。
様	年　　月　　日 福祉事務所長　氏　　名　印

傷病名又は部位	(1) (2) (3)	初診年月日	(1)　年　月　日 (2)　年　月　日 (3)　年　月　日	転帰（継続のとき記入）	年　月　日			
					治ゆ	死亡	中止	
主要症状及び今後の診療見込				稼働能力の程度	15～64歳入院外の場合のみ記入			
					就労の可否　可・否 程度　1　軽作業のみ 2　中作業 3　重作業も可			
診療見込期間	入院外		月　日間	概算医療費	(1) 今回診療日以降１か月間	(2) 第２か月目以降６か月目まで	福祉事務所連絡の事項	入院　年　月　日
	入院	期間	月　日間					
		年月日	年　月　日（予定）		円（　円）	円（　円）		退院　年　月　日

上記のとおり（１　入院外　２　入院）医療を（１　要する　２　要しない）と認めます。

年　　月　　日

（あて先）掛川市福祉事務所長

指定医療機関の所在地及び名称
院　　（所）　　長　　㊞
担 当 医 師 （ 診 療 科 名 ）

※嘱託医の意見	年月日		※担当主事意見	年月日		※ 第　　項該当

（裏面）

（注）

1　この意見書を提示した患者で新規のものは、新規に生活保護法による保護を申請している世帯の者ですから、診察料等を患者から徴収してください。

継続の者は、生活保護法による保護を受けている世帯の者ですから、診察料等を患者から徴収しないでください。

なお、患者に後日医療券が交付された場合には、その医療券に基づき支払基金等あてに請求してください。この場合、診療科等の徴収額が、その医療券に記載されている「本人支払額」欄の金額を超過している場合には、その超過額を患者に返してください。

2　「主要症状及び今後の診療見込」欄において臨床諸検査等の記入を福祉事務所長からお願いしたときは、直近の臨床諸検査結果等を記入してください。

3　患者が診察（初診、再診、往診）又は検査のみを受けた場合には、医療券が交付されないので、この請求書により直接福祉事務所長に請求してください。ただし、新規申請の場合は、保護の決定を受けたものに限ります。

（記入要領）

1　この意見書は、生活保護法による医療扶助を受けようとするとき又は現に受けている医療扶助の停止（廃止）を行う場合に必要となる大切な資料でありますので、できるだけ詳細に、かつ、正確に記入してください。ただし、結核性疾患及び精神病の傷病による入院医療については、別に定める様式により記入していただくことになっております。

2　診断が確定せず、傷病名に疑義がある場合は、「傷病名又は部位」欄に「○○○の疑い」と記入してください。

3　「初診年月日」欄には、費用負担関係のいかんにかかわらず、その傷病についての初診年月日を記入してください。

4　「概算医療費」欄の「(1) 今回診療日以降１か月間」にはこの意見書による診療日以降１か月間に要する医療費の概算額を、「(2) 第２か月目以降６か月目まで」には、１か月を超えて診療を要するものについて、第２か月目以降第６か月目までに要する医療費概算額を記入し、（　）内に入院料の額を再掲してください。

なお、２継続で併の場合は、記入する必要はありません。

5　この意見書を提出した患者が急性期医療の定額払い方式の対象患者（以下「対象患者」という。）となる場合は、次のように記入してください。

(1) 「医療券要否意見書」の次に「（医科入院定額支払用）」と記入してください。

(2) 既に対象患者として入院している患者からこの意見書が提出された場合、「診療見込期間」欄の「入院期間」には総入院期間を記入し、その下に「残り期間　　月　　日間」と記入してください。

(3) 「概算医療費」欄の「(1) 今回診療日以降１か月間」には入院時請求額を、「(2) 第２か月目以降６か月目まで」には概算医療費の総額を記入してください。

6　※印欄は、福祉事務所で記入します。

様式第12号（裏面）中

「

上記のとおり診療を（1　要する　2　要しない）ものと認めます。 年　　月　　日 （あて先）掛川市福祉事務所長 指定医療機関の所在地及び名称 院（所）長（担当医師）　　㊞

」

を

「

上記のとおり診療を（1　要する　2　要しない）ものと認めます。 年　　月　　日 （あて先）掛川市福祉事務所長 指定医療機関の所在地及び名称 院（所）長（担当医師）　　㊞	
※　嘱託医の意見	(1) 承認　　か月　(2) 保留　(3) 要県協議　(4) 不承認 (　　年　　月から　　年　　月まで)　　(要否)　　㊞

」

に改める。

様式第13号を次のように改める。

様式第13号（第５条関係）

保護開始（変更）決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

掛川市福祉事務所長　氏　　名　印

生活保護法による保護を次のとおり決定（変更）しましたので通知します。

<table>
<tr><td colspan="6">保護開始（変更）日　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">保護の内容</td><td>保護の種類</td><td>生活扶助</td><td>住宅扶助</td><td>教育扶助</td><td>介護扶助</td></tr>
<tr><td>扶助費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>医療扶助</td><td>出産扶助</td><td>生業扶助</td><td>葬祭扶助</td><td>計</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>決定理由</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="6">支給日及び支払場所</td></tr>
<tr><td colspan="6">備考</td></tr>
</table>

（注）

１　この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、静岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

２　１の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、掛川市を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して１年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、次のいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第13号の次に次の３様式を加える。

様式第13号の２（第５条関係）

保護申請却下通知書

第　　号
年　　月　　日

様

掛川市福祉事務所長　氏　　名　印

年　　月　　日付けで申請のあった生活保護法による保護については、次の理由により保護ができませんので通知します。

却下の理由

（注）

１　この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、静岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

２　１の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、掛川市を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して１年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、次のいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第13号の３（第５条関係）

生活保護開始決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

掛川市福祉事務所長　氏　　名　印

あなたの　　に当たる　　さんに対して生活保護法による保護の開始を決定するので同法第24条第８項の規定に基づき通知します。

申請者氏名	
保護の開始の申請があった日	年　　月　　日

（参考）

生活保護法（抜粋）

（保護の補足性）

第４条　保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

２　民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

（中略）

（申請による保護の開始及び変更）

第24条　（略）

２～７　（略）

８　保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始を決定しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもって厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

民法（抜粋）

（扶養義務者）

第877条　直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

２　家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、３親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

様式第13号の４（第５条関係）

保護廃止（停止）決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

掛川市福祉事務所長　氏　　名　印

生活保護法による保護を次の理由により廃止（停止）します。

保護廃止日（保護停止期間）
廃止（停止）の理由

（注）

１　この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、静岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

２　１の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、掛川市を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して１年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、次のいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第14号中「第28条第４項」を「第28条第５項」に改め、同様式の次に次の１様式を加える。

様式第14号の２（第６条の２関係）

報 告 依 頼 書

第　　号
年　　月　　日

様

掛川市福祉事務所長　氏　　名　印

あなたの　　に当たる　　さん（住所　　）は、生活保護法による保護を申請して（受けて）いますが、生活保護法では、民法に定められた扶養義務者による扶養が生活保護に優先して行われるものとされており、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、扶養義務を履行しないときは、履行しない理由など保護の決定や実施のために必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求めることができることとなっています。

ついては、保護の決定又は実施のために必要がありますので、扶養義務を履行しない理由について、　　年　　月　　日までに報告いただきますようお願いします。

（担当者　　）

（参考）

生活保護法（抜粋）

（保護の補足性）

第４条　保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

２　民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

（中略）

（報告、調査及び検診）

第28条　（略）

２　保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であった者に対して、報告を求めることができる。

民法（抜粋）

（扶養義務者）

第877条　直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

２　家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、３親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

様式第15号を次のように改める。

様式第15号（第７条関係）

（表面）

調 査 依 頼 書

第　　号
年　　月　　日

様

掛川市福祉事務所長　氏　　名　印

生活保護法による保護の決定若しくは実施又は同法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、同法第29条の規定に基づき、下記の事項について照会します。御多忙中のところ誠に恐れ入りますが、御回答くださるようお願いします。

なお、入手した資料については、情報の秘密の保護に万全を期していますことを念のため申し添えます。

記

（裏面）

（参考）

生活保護法（抜粋）

（申請による保護の開始及び変更）

第24条　保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護に実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別な事情があるときは、この限りでない。

(1)～(3)　（略）

(4) 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

(5)　（略）

（中略）

（資料の提供等）

第29条　保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第３条第２項に規定する共済組合等（以下「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

(1) 要保護者又は被保護者であった者　氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であった者にあっては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

(2) 前号に掲げる者の扶養義務者　氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であった者の扶養義務者にあっては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であった者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

生活保護法施行令（抜粋）

（政令で定める事項）

第２条の２　法第29条第１項第１号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

様式第18号の次に次の３様式を加える。

様式第18号の２（第11条の２関係）

就労自立給付金支給申請書

年　　月　　日

（あて先）掛川市福祉事務所長

申請者　住所

氏名　　㊞

就労自立給付金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

１　保護を必要としなくなった事由

２　世帯構成員

氏　　名	続　柄	性　別	年　齢	生　年　月　日
		男・女	歳	年　　月　　日
		男・女	歳	年　　月　　日
		男・女	歳	年　　月　　日
		男・女	歳	年　　月　　日

３　添付書類　別紙のとおり

上記に関する就労自立支援金を下記の口座に振り込んでください。

<table>
<tr><td rowspan="5">口座振込依頼欄</td><td>銀行
信用金庫
信用組合
農協</td><td>本店
支店
支所
出張所</td><td>種　目</td><td>1　普通　　2　当座　　3　その他</td></tr>
<tr><td>金融機関コード</td><td>店 舗 コ ー ド</td><td colspan="2">口　座　番　号</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>フ　リ　ガ　ナ</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>口 座 名 義 人</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

様式第18号の３（第11条の２関係）

就労自立給付金支給決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

掛川市福祉事務所長　氏　　名　印

年　　月　　日付けで申請のあった就労自立給付金の支給について、次のとおり決定したので通知します。

1　支給額

2　保護の廃止年月日　　年　　月　　日

3　支給を決定した理由

4　就労自立給付金の支給日及び支給の方法

5　この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

（注）

1　この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、静岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2　１の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、掛川市を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して１年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、次のいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3　就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることになります。

様式第18号の４（第11条の３関係）

保護金品等充当申出書

年　　月　　日

（あて先）掛川市福祉事務所長

申出者　住所

氏名　　㊞

私は、不実の申告など不正な手段により保護又は就労自立給付金の支給を受けたときは、生活保護法第78条の２の規定に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、同法第78条の規定に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払いに充当する旨を次の内容を確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充当するものとします。

1　生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第78条の規定による徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
2　不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること。
3　徴収金を支払う場合において、一括して納付することが困難なときは、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払いに充当すること。

年　　月　　日

私は、本申出に基づき、　　年　　月分からの保護金品等から毎月　　円を　　年　　月　　日付け　　第　　号による生活保護法第78条の規定に基づく徴収金に充当するものとします。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際現に改正前の掛川市生活保護法施行細則（以下「旧規則」という。)の規定及び様式により提出されている申請書その他の書類は、改正後の掛川市生活保護法施行細則の相当する規定及び様式により提出された申請書その他の書類とみなす。

3　この規則の施行の際現に旧規則の規定及び様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。